

令和7年12月22日

龍ヶ崎市地域公共交通協議会委員 各位

龍ヶ崎市地域公共交通協議会
会長 板谷和也

令和7年度龍ヶ崎市地域公共交通協議会（第4回）書面協議の結果
について

時下、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

標記の件につきまして、書面協議にご協力をいただき、誠にありがとうございました。

協議の結果、下記のとおりご意見をいただきましたので、ご報告いたします。
なお、協議事項(2)につきましては、関東運輸局茨城運輸支局様からのご指摘を踏まえ、本市地域公共交通協議会運賃部会に所属する委員の意見のみを抽出した上で、承認として河内町様へご報告させていただきますので、予めご承知おきくださいますようお願いいたします。

記

(1)龍ヶ崎市地域公共交通利用促進計画（素案）について

意見あり：4名 意見なし：16名

(2)河内町コミュニティバス運賃の改定について

意見あり：2名 意見なし：18名

※添付資料として、いただきましたご意見の主旨及びそれに対する市の考え方をまとめております。

※ご回答のない委員につきましては、意見のないものとして取り扱わせていただいております。

【お問い合わせ】

龍ヶ崎市地域公共交通協議会事務局

（龍ヶ崎市 都市整備部 都市計画課 公共交通対策室内）

担 当：小山、奈本

電 話：0297-64-1111（内線466）

FAX：0297-60-1588

メール：toshikei@city.ryugasaki.lg.jp

龍ヶ崎市地域公共交通利用促進計画（素案）へのご意見及び回答

| No | 意見内容（主旨） | 市からの回答 |
|----|--|--|
| 1 | 資金確保を目的としてコミュニティバスのネーミングライツを募集するのはどうか。または、牛久市のカップバスのように愛称を公募するのはどうか。 | ネーミングライツにつきましては、本市でも一部公共施設に導入されているほか、全国の自治体においても財源確保策の一環として導入されている事例が見られるところです。 また、本市コミュニティバスにつきましては、「龍ゆうバス」「龍ぐうバス」といった愛称がございました。近年、この愛称に関する認知度調査を行った実績はございませんが、市全体への定着には至っていないものと認識しております。 しかしながら、ネーミングライツと愛称募集を組み合わせることで、財源確保・認知度向上といった効果が期待できますことから、ご提示いただいた先行事例などを参考にしながら、コミュニティバスへのネーミングライツ導入に向けて調査・研究を進めさせていただきます。 |
| 2 | 市広報紙のクロスワードパズルの景品やタッポくん健康マイレージの交換対象にコミバス特別回数券を設定してはどうか。 | 回数券や定期券といった割引メニューにつきましては、今般の再編の際、基本運賃の改定のほか、また事務負担の軽減といった観点を踏まえて整理させていただいたところです。 景品等として回数券を設定することで、利用促進につながることも期待できますが、市東部地域ではA I オンデマンド交通への代替を行っており、市全域でのコミュニティバスの利用が難しい状況であることなどを踏まえ、ご提案いただいた運用は見送らせていただきたいと思います。 |
| 3 | 文字の背景に画像が挿入されている箇所が少し読みにくい。 | 画像の透明度を高くすることで、視認性の向上に努めたいと考えております。 |
| 4 | アンケートで出た意見を反映することはあるか。 アンケートでは、定期券や回数券を復活させてほしいという意見が複数寄せられているが、この点について今後検討することはあるか。 | 今回ご提案させていただいた本計画案の作成を進めるにあたり、スケジュールの都合上、アンケート結果の集計前に、その他の部分を作成していた経緯があり、ご指摘のとおり、取組にはアンケート結果が反映しきれない部分がございます。今後、再度アンケート結果や自由意見の内容を精査しながら、取組への反映を検討させていただきます。 回数券や定期券といった割引メニューにつきましては、No.2の回答のとおり、今般の再編で整理させていただいたところでもございますので、現状の運用を基本としながら、いただいたご意見につきましては、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。 |
| 5 | 龍ヶ崎線利用者アンケートの回答問9の回答結果において、「自治体が更なる利用者を増やす支援（沿線開発等）をして維持していくべき」及び「国・県・市の金銭的な支援（税金の投入）によって維持していくべき」の選択割合が多くを占めているが、龍ヶ崎市地域公共交通利用促進計画（素案）の8. 目指す地域公共交通の姿を実現させるための取組がアンケート結果と乖離している。今まで様々な利用促進の取組を行ってきたが、赤字が継続している状況を考慮すれば、まちづくりによる利用者増加策や金銭支援など更に踏み込んだ取組を行う必要があると考える。 | アンケート結果の取組への反映につきましては、No.4の回答のとおりです。 一方で、ご指摘いただいた質問事項の回答結果につきましては、実際に施策を進めるとした場合、事業規模・予算規模ともに大きくなることが想定されます。また、本計画は、地域公共交通交通計画のうち、地域公共交通の利用促進に関する取組をより強く進めていくための実施計画としての位置づけを有するところでもございますので、本計画においては、多様な主体の参画をいただきながら実施するソフト面での取組を中心として位置づけ、本質問事項の結果につきましては、上位計画その他施策検討の際の参考とさせていただきます。 |
| 6 | アンケートの意見のうち、できるものについては早急な対応をお願いしたい。 | アンケート結果の取組への反映につきましては、No.4の回答のとおりです。 交通事業者や市民の皆様のご協力をいただきながら取り組んでまいりたいと考えております。 |
| 7 | P17問の「※」について、対応する説明文が記載されていないため、記載いただきたい | ご指摘のとおり、説明文を追記いたします。 |
| 8 | 一部の表が見切れているため修正いただきたい。 | 行間等の調整により、ご指摘のとおり対応いたします。 |
| 9 | 1. 本計画の位置づけ・計画期間について 作成している利用促進策については、いずれも地域交通に関連する利用促進となるため、本来は地域公共交通計画を改定して追記いただきたいところであるが、地域公共交通計画のうち、利用促進策に関する取組をより強く進めていくための実施計画と記載があることから、地域公共交通計画の一部であると理解した。 交通計画の一部であれば、1-2. 計画期間については交通計画と同じとし、また、中間見直時の取り込みを待たずに交通計画に基づき評価・進行管理を実施いただきたい。 また、地域公共交通計画にも「利用促進策については、別途定める「利用促進計画」に基づき進めていく」等の記載が必要と考える。 | 当計画につきましては、龍ヶ崎市地域公共交通協議会の場において、毎年度取組状況の報告や評価を行うよう努めてまいります。 また、地域公共交通計画への「利用促進策については～」の記載につきましては、交通計画の中間見直しの際に、当計画との一本化と併せて追記をするよう検討していきたいと考えております。 |
| 10 | 3. 市内地域公共交通に関するアンケート調査について アンケート項目ごとに総括コメントを記載してはどうか。（例：バスロケやデジタルサイネージについては、大半の方が利用いただいているが、まてまてについては利用者が少なかった。利用者が増加することによりさらなる利便性向上が期待できる。等） また、アンケートでいただいた意見（提出のあったアイデアも含む）を踏まえた、8の取組とする整理がよいのではないか。（例：○〇についての意見も多かったため、△△施策を実施 等） | アンケート結果につきましては、スケジュールの都合上、単純集計段階での記載となってしまっておりました。今後、再度アンケート結果や自由意見の内容を精査しながら、総括コメントの記載を進めてまいりたいと考えております。 また、アンケート結果の取組への反映につきましては、No.4の回答のとおりです。 |
| 11 | 8. 目指す地域公共交通の姿を実現させるための取組 交通計画同様に実施時期や数値目標が必要ではないか。 （数値目標について、交通計画で既に設定している、④-1モビリティマネジメント等の実施回数に含めるのか。） | 取組の内容を踏まえながら、実施時期や数値目標を位置付けられるよう今後調整を進めてまいりたいと考えております。 |
| 12 | 利用者を「拾う」という表現を改めていただきたい。 | ご指摘のとおり、表現を再検討させていただきます。 |

河内町コミュニティバス運賃の改定へのご意見及び回答

| No | 意見内容（主旨） | 市からの回答 |
|----|--|---|
| 1 | <p>河内町コミュニティバス運賃については、龍ヶ崎市コミュニティバス運賃を100円にしても乗車率が上がっていなかったため、現状の価格のままで良いのではないかと認識しているが、200円に改定して乗車率や利益は下がったのか。価格弾力性の算出は行ったか。</p> | <p>こちらのご質問につきましては、河内町様から以下のとおりご回答をいただいておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。</p> <p>～以下、河内町様からのご回答～</p> <p>河内町コミュニティバスの運賃を河内町民の方と、それ以外の方も100円という同一料金にすることにより、利用者の負担軽減を図ることを目的としていることから、料金の値下げによる乗車率の向上については現時点で考えていません。</p> <p>なお、「200円に改定して乗車率や利益率は下がったか」というご指摘について、当町の運賃の改定は、令和元年9月1日から現行のとおりとなっておりますが、運賃の値上げによる乗車率の下降は特にないと認識しています。</p> <p>利益率については、コミュニティバスを町民の公共交通における利便性の確保なども目的としていることから、利益率向上を目指すことより行政サービス一環としての実施をしています。</p> <p>また、価格弾力性の算出につきましても、乗車率と利益率の考え方と同様の理由により当町は行っていません。</p> |
| 2 | <p>運賃に係る協議は道路運送法第9条第4項のものに限定されているため、龍ヶ崎市における対象者（市、市が指定する利用者代表、運賃を設定する乗合事業者、支局）のみを運賃協議の回答として取りまとめていただき、河内町に回答いただくようお願いしたい。</p> | <p>ご指摘のとおり対応させていただきます。</p> |